

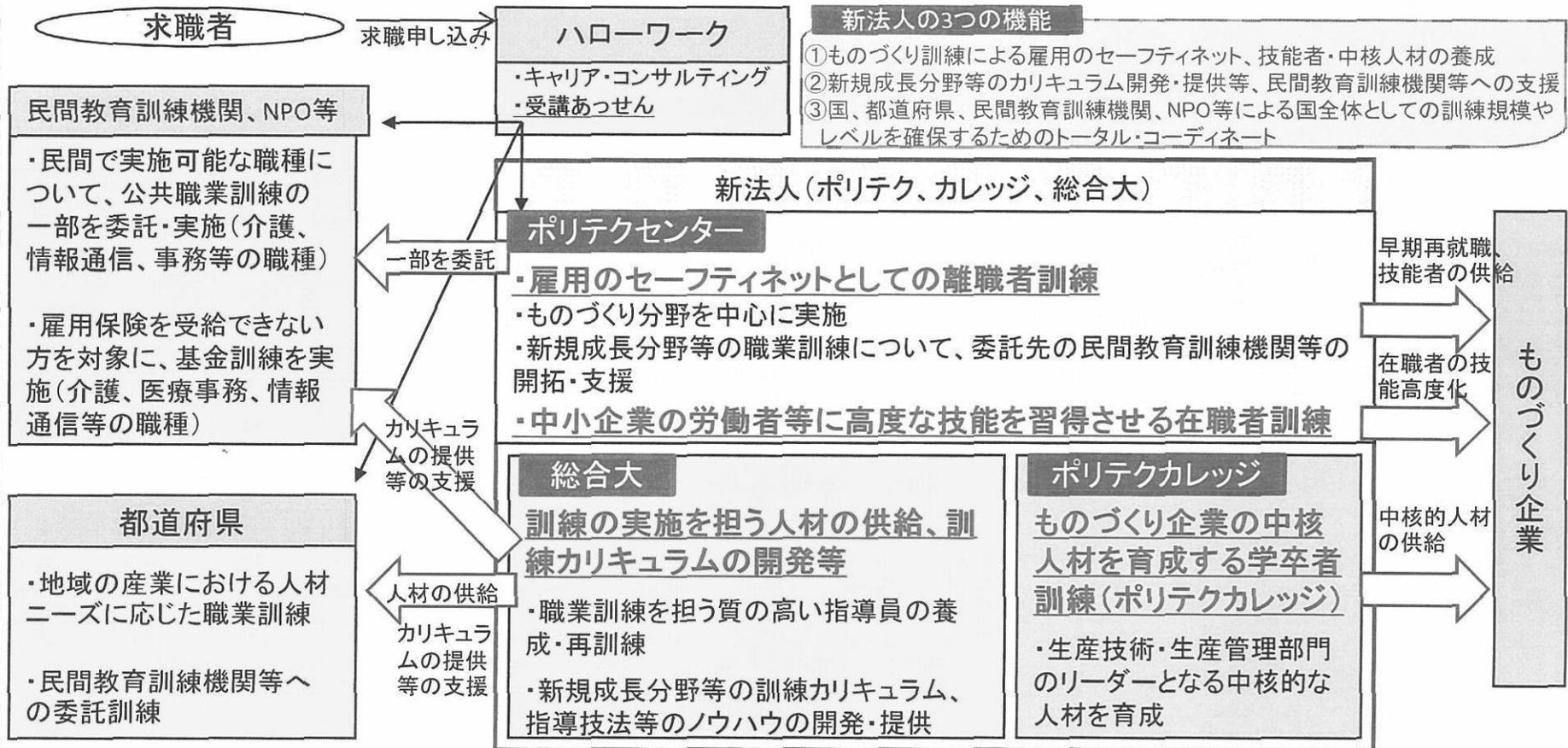
# 雇用・能力開発機構廃止後の新たな法人における職業訓練の新たな展開

職業能力開発業務の運営への労使の参画により、ニーズを踏まえた効果的な職業訓練を実施

- ・職業訓練のユーザーである中小企業等の使用者や労働者の代表の意見が、職業能力開発業務の運営に的確に反映される仕組みを創設
- ・職業訓練のニーズ等に関する労使の意見を職業能力開発業務の運営(中期計画、年度計画等)に反映

## 都道府県別の協議会の設置による職業訓練ネットワークの構築

- ・ポリテクセンター等が中心となって、地域の労使団体、都道府県、都道府県労働局(ハローワーク)、民間教育訓練機関の団体等の関係機関のネットワークを構築し、職業訓練や就職支援を連携して実施
- ・訓練分野、規模等について関係者間で調整を図り、地域の訓練ニーズや労働市場の動向に即した職業訓練を実施



※新法人においては、ものづくり訓練の実施のほか、新規成長分野等に係る訓練について、民間教育訓練機関や都道府県に対し、訓練カリキュラムの開発・提供等の支援を強化し、国(新法人)、都道府県、民間教育訓練機関、NPO等による国全体としての訓練規模やレベルを確保